

薬事審議会条例

昭和38年10月18日

宮城県条例第37号

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、宮城県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 薬業者
- 三 消費者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 県の職員

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第129号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。